

# 令和 6 年度 第 1 回工場等判断基準WG

## 省工ネ法に関する措置について

資源エネルギー庁  
令和 6 年 6 月 25 日

**1. 非化石エネルギー転換の推進**

**2. ベンチマーク制度について**

**3. その他**

**(1) 省エネ法定期報告情報の開示制度の現状のご報告**

**(2) 高度DRに関する省エネ法施行規則の改正**

**(3) 改正省エネ法対応のためのツールの公開**

# **1. 非化石エネルギー転換の推進**

## **2. ベンチマーク制度について**

## **3. その他**

**(1) 省エネ法定期報告情報の開示制度の現状のご報告**

**(2) 高度DRに関する省エネ法施行規則の改正**

**(3) 改正省エネ法対応のためのツールの公開**

## 背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加（GDPベースで9割以上）し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に突入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。
- ✓ 「GX実現に向けた基本方針」の閣議決定及び関連2法の成立によって、「成長志向型カーボンプライシング構想」等を具体化。「GX推進法」に基づき、「GX推進戦略」を定め、政策を実行していく。（下線部分は「GX推進法」・「GX脱炭素電源法」で措置）

## （１）エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組

### ①徹底した省エネの推進

- ・ 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- ・ 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- ・ 改正省エネ法に基づき、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

### ②再エネの主力電源化

- ・ 2030年度の再エネ比率36～38%に向け、全国規模でのマスタープランに基づき、今後10年間で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- ・ 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募を実施。
- ・ 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化。

### ③原子力の活用

- ・ 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- ・ 厳格な安全審査を前提に、40年＋20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

### ④その他の重要事項

- ・ 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の下で包括的な制度設計を行う。
- ・ 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
- ・ サハリン1、2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では權益を維持。不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。
- ・ この他、カーボンリサイクル燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。

## （２）「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- ・ 2022年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が「GX推進戦略」を定め、「成長志向型カーボンプライシング構想」等を速やかに実行していく。

### ①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- ・ 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し（国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す）、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

### ②成長志向型カーボンプライシング（CP）によるGX投資インセンティブ

- ・ 成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
- ・ 直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入（低い負担から導入し、徐々に引上げ）する方針をあらかじめ示す。  
⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。

<具体例>

(i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】

(ii) 発電事業者等に、EU等と同様の「有償オークション」※を段階的に導入【2033年度～】

※ CO<sub>2</sub>排出に応じて一定の負担金を支払うもの

(iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度～】

※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

### ③新たな金融手法の活用

- ・ GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施。
- ・ トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。

### ④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- ・ 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。
- ・ リスキング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。
- ・ 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
- ・ 事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。

## （３）進捗評価と必要な見直し

- ・ GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的実施し、必要な見直しを効果的にやっていく。
- ・ その旨は、「GX推進法」にも明記されており、確実に実行していく。

# 【参考】規制・支援一体型促進策の政府イメージ

2022年12月14日実施の  
グリーンエネルギー戦略検討  
合同会合資料より抜粋・一部加工

- 各分野が持つ事業リスクや事業環境に応じて、適切な規制・支援を一体的に措置することで、民間企業の投資を引き出し、150兆円超の官民投資を目指す。
- 世界規模のGX投資競争が展開される中、我が国は、諸外国における投資支援の動向やこれまでの支援の実績なども踏まえつつ、必要十分な規模・期間の政府支援を行う。20兆円規模の支援については、今後具体的な事業内容の進捗などを踏まえて必要な見直しを行う。

今後10年間の政府支援額 イメージ

**約20兆円規模**

非化石エネルギー  
の推進

約6~8兆円

イメージ  
水素・アンモニアの需要拡大支援  
新技術の研究開発  
など

需給一体での  
産業構造転換・  
抜本的な省エネ  
の推進

約9~12兆円

イメージ  
製造業の構造改革・収益性向上  
を実現する省エネ・原/燃料転換  
抜本的な省エネを実現する  
全国規模の国内需要対策  
新技術の研究開発  
など

資源循環・  
炭素固定技術  
など

約2~4兆円

イメージ  
新技術の研究開発・社会実装  
など

今後10年間の官民投資額全体

**150兆円超**

約60兆円~

再生可能エネルギーの大量導入  
原子力（革新炉等の研究開発）  
水素・アンモニア 等

約80兆円~

製造業の省エネ・燃料転換  
（例、鉄鋼・化学・セメント・紙・自動車）

脱炭素目的のデジタル投資  
蓄電池産業の確立  
船舶・航空機産業の構造転換  
次世代自動車  
住宅・建築物 等

約10兆円~

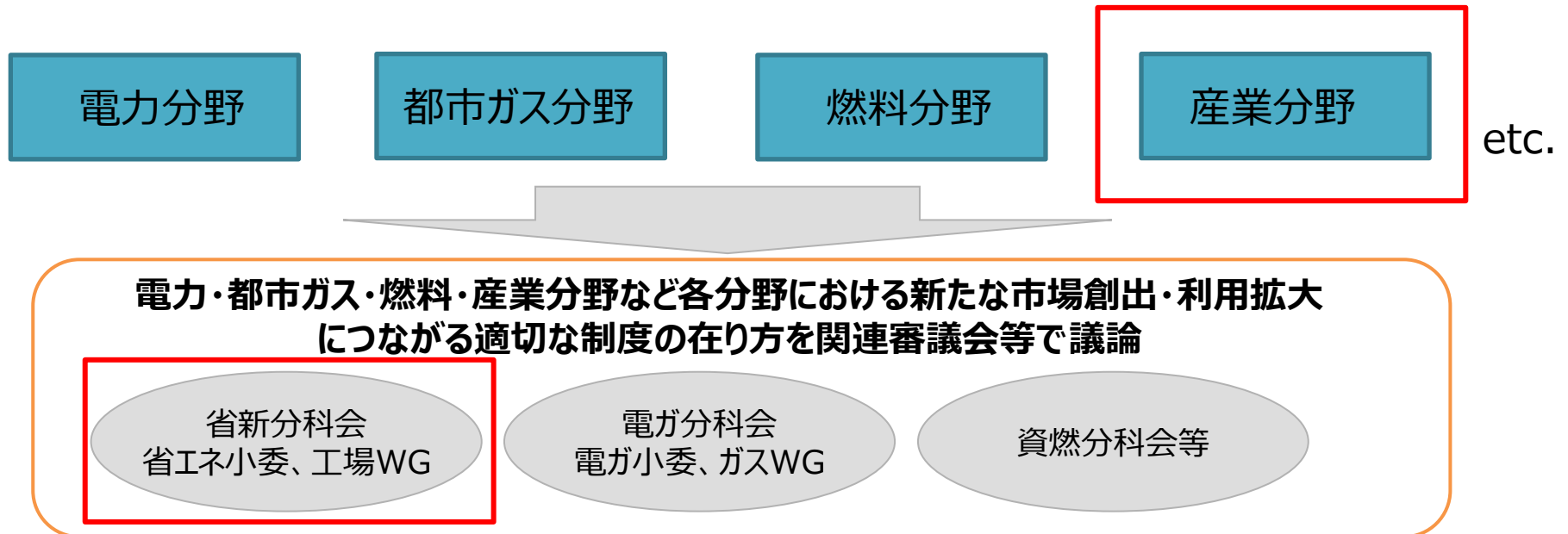
資源循環産業  
バイオものづくり  
CCS 等

規制等と  
一体的に  
引き出す

# 規制・支援一体型の制度整備に向けて必要な検討

2023年11月21日実施の  
工場WG資料より抜粋

- 今後10年間で官民150兆円を超えるGX投資を実現していくためには、国として長期・複数年度に渡り支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていく必要がある。
- そのため、この度政府が創設したGX経済移行債を活用し、20兆円規模の大胆な先行投資支援を実施していくが、この投資策が新たな市場創出・利用拡大につながるよう、規制・制度的措置と一体で支援策を講じることが、GX基本方針でも明記されたところ。
- そのため、電力分野、都市ガス分野、燃料分野、産業分野等における適切な制度のあり方について、関連審議会等においても議論が進められることが望ましい。



# 【参考】水素・アンモニア政策小委での中間とりまとめ

## 中間とりまとめ

令和5年12月6日

総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア政策小委員会

資源・燃料分科会 脱炭素燃料政策小委員会

産業構造審議会

保安・消費生活用製品安全分科会 水素保安小委員会

### 第5章 新たな市場創出・利用拡大につながる適切な制度の在り方

- これまでに述べた方針の下、GX 経済移行債を活用した水素等に対する大胆な先行投資支援を実施していくが、この投資策が一過性のものに終わることなく、新たな市場創出・利用拡大につながるよう、規制・制度的措置と一体で支援策を講じる必要がある。
- 2023年10月4日の第9回水素・アンモニア政策小委員会を皮切りに、電力分野、ガス分野、燃料分野、産業分野、運輸分野等における適切な制度のあり方について、関連審議会等においても議論を開始した。
- 新たな市場創出・利用拡大に向けたそれぞれの分野における当該議論の状況や今後の取り組み方針は下記のとおりである。

(電力分野) 略

(ガス分野) 略

(燃料分野) 略

#### (産業分野)

- 第6次エネルギー基本計画では、「非化石エネルギー導入拡大に向けた需要サイドの取組」について、「産業界全体で中長期的な目標を立て、足下から早期に取組に着手することが必要」とされ、そのために、「電化・水素化等による非化石エネルギーの導入比率の向上を事業者に促すような枠組みの構築を進めていく」とされた。さらに、水素等の需要拡大に関し、産業部門での「工業用の原料」や「高温の熱源」としての活用が示されている。
- 2022年4月に施行された改正省エネ法において、事業者の非化石エネルギー転換について報告が義務付けられるとともに、一部業種には「目安」が設定され、活用又は開発すべき非化石燃料として水素・アンモニア等も挙げられている。
- 需要と供給を一体で加速する観点から、事業者における、水素・アンモニア等を含めた非化石エネルギーの利用拡大と目標設定を促し、産業界全体の中長期的な見通しを明らかにしていく。
- これを加速するため、GX 価値の考え方とそれに基づく市場評価の方向性（GX市場創出研究会等）に係る議論を踏まえ、水素・アンモニア等を用いて製造される製品について、将来の需要喚起策や規制導入の可能性も念頭に、GX 価値の高い製品の利用を促す制度的措置について検討を進める。
- さらに、**総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループにおいて、水素・アンモニア等を含め、省エネ法に基づく事業者の非化石エネルギー転換の在り方について議論を開始した。利用技術・設備、安定供給、市場環境等の状況と見通しについて随時レビューし、制度を整備する。**

(運輸分野) 略

- こうした低炭素水素等の利用に関する制度の導入に向けた検討を受け、**具体的な導入時期や措置の内容について、関係審議会において引き続き検討を進め、早期に所要の措置を講ずるものとする。**

# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律【水素社会推進法】の概要

## 背景・法律の概要

- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。こうした分野における**GXを進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠。**
- ✓ このため、**国が前面に立って、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講じる。**

## 1. 定義・基本方針・国の責務等

### (1) 定義

- ・「**低炭素水素等**」：水素等であって、
  - ①その製造に伴って排出されるCO2の量が一定の値以下
  - ②CO2の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国のCO2の排出量の削減に寄与する等の経済産業省令で定める要件に該当するもの

※「水素等」：水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるもの（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）

### (2) 基本方針の策定

- ・主務大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた**基本方針**を策定。
- ・基本方針には、①低炭素水素等の供給・利用に関する**意義・目標**、②**GX実現に向けて重点的に実施すべき内容**、③**低炭素水素等の自立的な供給に向けた取組**等を記載。

### (3) 国・自治体・事業者の責務

- ・**国**は、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する**施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有し、規制の見直し等の必要な事業環境整備や支援措置を講じる。**
- ・**自治体**は、**国の施策に協力し、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する施策を推進する。**
- ・**事業者**は、**安全を確保しつつ、低炭素水素等の供給・利用の促進に資する設備投資等を積極的に行うよう努める。**

## 2. 計画認定制度の創設

### (1) 計画の作成

- ・**低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、低炭素水素等をエネルギー・原材料として利用する事業者が、単独又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出。**

### (2) 認定基準

- ・**先行的で自立が見込まれるサプライチェーンの創出・拡大**に向けて、以下の基準を設定。
  - ①計画が、**経済的かつ合理的**であり、かつ、低炭素水素等の供給・利用に関する**我が国産業の国際競争力の強化に寄与するものであること。**
  - ②「**価格差に着目した支援」「拠点整備支援**」を希望する場合は、
    - (i)供給事業者と利用事業者の双方が**連名となった共同計画**であること。
    - (ii)低炭素水素等の供給が**一定期間内に開始され、かつ、一定期間以上継続的に行われると見込まれること。**
    - (iii)**利用事業者が、低炭素水素等を利用するための新たな設備投資や事業革新等を行うことが見込まれること。**
  - ③導管や貯蔵タンク等を整備する港湾、道路等が、**港湾計画、道路の事情等の土地の利用の状況に照らして適切**であること。等

### (3) 認定を受けた事業者に対する措置

- ①「**価格差に着目した支援」「拠点整備支援**」  
(JOGMEC（独立エネルギー・金属鉱物資源機構）による助成金の交付)  
(i)供給事業者が**低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金や、**  
(ii)認定事業者の**共用設備の整備に充てるための助成金を交付する。**
- ②**高压ガス保安法の特例**  
認定計画に基づく設備等に対しては、一定期間、**都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等を行う。**  
※一定期間経過後は、高压ガス保安法の認定高度保安実施者（事業者による自主保安）に移行可能。
- ③**港湾法の特例**  
認定計画に従って行われる**港湾法の許可・届出を要する行為**（水域の占用、事業場の新設等）について、**許可はあったものとみなし、届出は不要とする。**
- ④**道路占用の特例**  
認定計画に従って敷設される導管について**道路占用の申請があった場合、一定の基準に適合するときは、道路管理者は占用の許可を与えなければならないこととする。**

## 3. 水素等供給事業者の判断基準の策定

- ・**経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等供給事業者（水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者）が取り組むべき基準（判断基準）を定め、低炭素水素等の供給拡大に向けた事業者の自主的な取組を促す。**
- ・**経済産業大臣は、必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し指導・助言を行うことができる。また、一定規模以上の水素等供給事業者の取組が著しく不十分であるときは、当該事業者に対し勧告・命令を行うことができる。**

電気・ガス・石油・製造・運輸等の産業分野の低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

# 今後の進め方

- 水素・アンモニア等を含めた事業者の非化石エネルギー転換の在り方について、昨年度の工場WGでのご議論を踏まえ、昨年12月の水素・アンモニア小委の中間とりまとめにおいて、「**利用技術・設備、安定供給、市場環境等の状況と見通しについて随時レビューし、制度を整備する**」と記載された。
- そこで、工場WGにおいては、主な非化石燃料※について、**供給側・利用側双方の企業から定期的にヒアリングを行い、上記のレビューを行っていく。**  
※水素、アンモニア、合成メタン、その他合成燃料（e-fuel、e-SAF、e-メタノール等）、その他バイオ燃料（バイオメタン、バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオSAF等）
- **第一回となる今回は、水素の供給側として川崎重工様、水素の需要側として日本製鉄様**にご発表いただく。
- 非化石燃料は、**今後、供給・利用の両面から取組が本格化**すると想定される。  
**レビューを通じたこれらの状況変化の把握を踏まえつつ、中期的には省エネ法の活用も含め、適切かつ有効な非化石エネルギー転換の措置を講じていく。**

## 【参考】経済財政運営と改革の基本方針2024における記載 (低炭素水素等関連)

低炭素水素等については、水素社会推進法※<sup>1</sup>に基づき、国内外におけるサプライチェーンの構築、国内の拠点整備や技術開発の支援、電力・ガス・燃料・製造・運輸分野における利用拡大を促す制度整備に向けた検討を進める。電動車や電動建機の導入促進に加え、燃料電池トラック等の商用車と商用車用ステーションへの集中支援、水素供給への支援を行う。商用車のうち、非化石エネルギー自動車の保有や使用に関する目標の拡大について、検討を行う。国際競争力のある価格の実現に向け、官民連携により、合成燃料（e-fuel）、合成メタン（e-methane）、国産の持続可能な航空燃料（S A F）を含むカーボンリサイクル燃料の研究開発や設備投資を促進するとともに、需要創出や環境整備※<sup>2</sup>に取り組む。製造業の円滑な脱炭素化への移行に向けて、まずは石炭・石油からC O 2排出量の少ない天然ガスへの転換を支援した上で、将来的には低炭素水素等の活用を促進する。C C S事業法※<sup>3</sup>を踏まえた事業化支援、森林吸収源対策等※<sup>4</sup>を行う。

※<sup>1</sup> 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）。

※<sup>2</sup> 合成メタン利用時のC O 2排出量のコントロールの在り方を検討し、2024年度中に結論を得る。

※<sup>3</sup> 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）。

※<sup>4</sup> J-クレジットの活用、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を通じたブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の活用を含む。

（6月21日「経済財政運営と改革の基本方針2024」 閣議決定文書抜粋）

**1. 非化石エネルギー転換の推進**

**2. ベンチマーク制度について**

**3. その他**

（1）省エネ法定期報告情報の開示制度の現状のご報告

（2）高度DRに関する省エネ法施行規則の改正

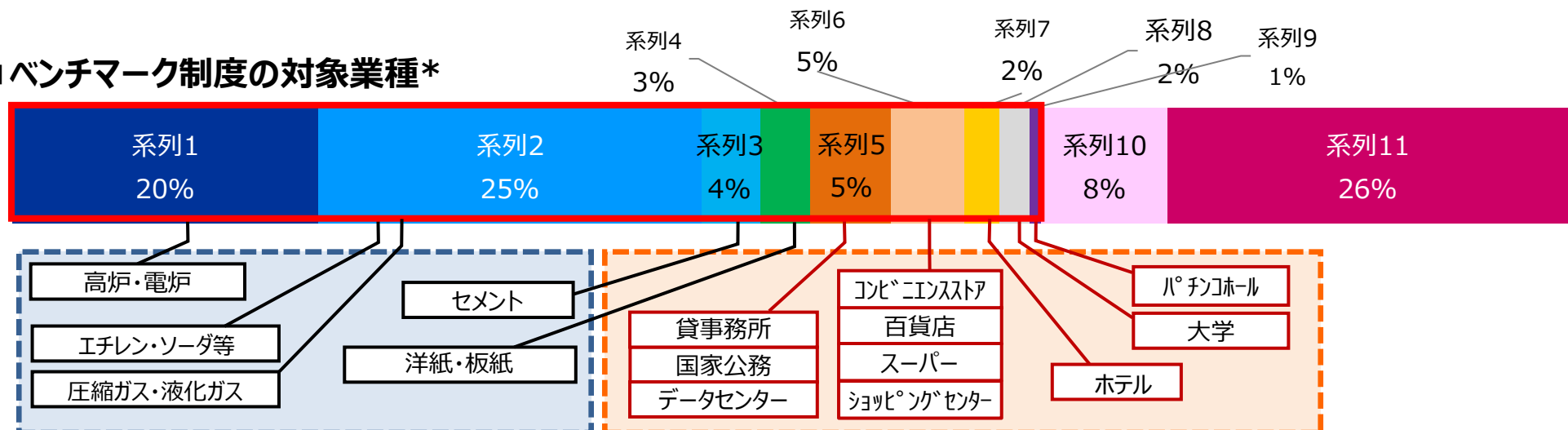
（3）改正省エネ法対応のためのツールの公開

# ベンチマーク制度の概要

- **ベンチマーク制度**とは、原単位目標（5年度間平均エネルギー消費原単位の年1%以上改善）とは別に、一部の業種に対して**エネルギー消費効率の指標(ベンチマーク指標)及び中長期的に目指すべき水準(ベンチマーク目標)を業種別に定めて達成を求める**もの。ベンチマーク目標は、上位1～2割の事業者が満たす水準として設定。
- H21年度より、エネルギー消費量の大きい製造業から導入し、H28年度からは流通・サービス業にも対象を拡大。R4年4月1日から、圧縮ガス・液化ガス製造業及びデータセンター業が対象に追加され、**産業部門7業種（12区分）、業務部門10業種（11区分）**が対象。
- 目指すべき水準を達成した事業者について、省エネ優良事業者として社名を公表※。

※ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について  
([http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/benchmark/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/benchmark/))

## ■ベンチマーク制度の対象業種\*



\*四捨五入処理のため合計が100%を下回っている12

# 令和4年度実績（令和5年度報告）におけるベンチマーク達成状況の報告

- R4年度実績（R5年度報告）は、コロナ禍の影響が大幅に軽減されたものの、地政学リスクの高まりの中、エネルギー・原材料価格の高騰及び国内の消費者物価指数の高まり・消費者マインドの低迷、海外の景気悪化等の影響が表れた。これにより、産業部門では一部の業界においてベンチマーク指標の悪化が見られた。一方、業務部門はコロナ禍の影響が軽減された効果が大きく、ベンチマーク指標は総じて改善傾向にある。
- また、以下の業種ではR4年度実績（R5年度報告）から見直されたベンチマーク指標を適用。
  - ① **ベンチマーク指標の追加**：データセンター業、圧縮ガス・液化ガス製造業、石炭火力電力供給業  
⇒データセンター業は達成率が1～2割程度であり適正な水準。圧縮ガス・液化ガス製造業は達成率が1割をやや下回っているが、およそ適正な水準。石炭火力電力供給業は達成率が高く、今後の報告値を注視。
  - ② **目指すべき水準の変更**：ソーダ工業  
⇒達成率が2割程度であり、適正な水準。
- 洋紙製造業及び石油化学系基礎製品製造業については、達成率が高い傾向にある。

## R4年度実績（R5年度報告）の総括表

業種としての達成率が昨年比で ：改善 ：悪化 ：停滞

| 産業部門 | 1A 高炉            | 1B 電炉普通鋼          | 1C 電炉特殊鋼          | 2A 電力供給          | 2B 石炭火力電力供給                  | 3 セメント                     |
|------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------------------|----------------------------|
|      | 0/3<br>(0.0%)    | 5/32<br>(15.6%)   | 3/17<br>(17.6%)   | 47/98<br>(48.0%) | 25/51<br>(49.0%) <b>新規追加</b> | 5/14<br>(35.7%)            |
| 産業部門 | 4A 洋紙            | 4B 板紙             | 5 石油精製            | 6A 石油化学          | 6B ソーダ工業                     | 17 圧縮ガス・液化ガス               |
|      | 6/14<br>(42.9%)  | 6/31<br>(19.4%)   | 0/8<br>(0.0%)     | 4/8<br>(50.0%)   | 5/19<br>(26.3%) <b>見直し後</b>  | 5/66<br>(7.6%) <b>新規追加</b> |
| 業務部門 | 7A 通常コンビニ        | 7B 小型コンビニ         | 8 ホテル             | 9 百貨店            | 10 食料品スーパー                   | 11 ショッピングセンター              |
|      | 4/14<br>(28.6%)  | 0/3<br>(0.0%)     | 40/209<br>(19.1%) | 31/71<br>(43.7%) | 98/279<br>(35.1%)            | 22/110<br>(20.0%)          |
|      | 12 貸事務所          | 13 大学             | 14 パチンコ           | 15 国家公務          | 16 データセンター                   |                            |
|      | 22/229<br>(9.6%) | 25/187<br>(13.4%) | 20/140<br>(14.3%) | 5/18<br>(27.8%)  | 9/54<br>(16.7%) <b>新規追加</b>  |                            |

【参考】ベンチマーク対象業種のベンチマーク指標及び目指すべき水準

| 区分 | 事業            | ベンチマーク指標（要約）                                                                                                                     |                                                                            | 目指すべき水準                    |
|----|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1A | 高炉による製鉄業      | 粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量                                                                                                                |                                                                            | 0.531kl/t以下                |
| 1B | 電炉による普通鋼製造業   | 炉外製錬工程の通過有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和                                                  |                                                                            | 0.150kl/t以下                |
| 1C | 電炉による特殊鋼製造業   | 炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和                                                 |                                                                            | 0.360kl/t以下                |
| 2A | 電力供給業         | 火力発電効率A指標<br>火力発電効率B指標                                                                                                           |                                                                            | A指標: 1.00以上<br>B指標:44.3%以上 |
| 2B | 石炭火力電力供給業     | 石炭火力発電の効率                                                                                                                        |                                                                            | 43.00%以上                   |
| 3  | セメント製造業       | 原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和                                                                           |                                                                            | 3,739MJ/t以下                |
| 4A | 洋紙製造業         | 洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量                                                                                                         | 再エネ利用率72%以上：6,626MJ/t以下<br>再エネ利用率72%未満：<br>（－23,664×(再エネ利用率)+23,664）MJ/t以下 |                            |
| 4B | 板紙製造業         | 製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量                                                                                             |                                                                            | 4,944MJ/t以下                |
| 5  | 石油精製業         | 石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和） 当たりのエネルギー使用量                                                           |                                                                            | 0.876以下                    |
| 6A | 石油化学系基礎製品製造業  | エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量                                                                                               |                                                                            | 11.9GJ/t以下                 |
| 6B | ソーダ工業         | 電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和                                                                       |                                                                            | 3.00GJ/t以下                 |
| 7A | 通常コンビニエンスストア業 | 当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値                                                                                      |                                                                            | 707kWh/百万円以下               |
| 7B | 小型コンビニエンスストア業 |                                                                                                                                  |                                                                            | 308kWh/百万円以下               |
| 8  | ホテル業          | 当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値                                                                |                                                                            | 0.723以下                    |
| 9  | 百貨店業          | 当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値                                                                      |                                                                            | 0.792以下                    |
| 10 | 食料品スーパー業      | 当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値                                                                   |                                                                            | 0.799以下                    |
| 11 | ショッピングセンター業   | 当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値                                                                                              |                                                                            | 0.0305kl/m以下               |
| 12 | 貸事務所業         | 当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値                                                                             |                                                                            | 1.0以下                      |
| 13 | 大学            | 当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値                                                 |                                                                            | 0.555以下                    |
| 14 | パチンコホール業      | 当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値                                                                 |                                                                            | 0.695以下                    |
| 15 | 国家公務          | 当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値                                                     |                                                                            | 0.700以下                    |
| 16 | データセンター業      | 当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値 |                                                                            | 1.4以下                      |
| 17 | 圧縮ガス・液化ガス製造業  | 製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量                                                                                    | LNG冷熱利用事業者:0.077kl/千Nm以下<br>その他の事業者:0.157kl/千Nm以下                          |                            |

**1. 非化石エネルギー転換の推進**

**2. ベンチマーク制度について**

**3. その他**

**(1) 省エネ法定期報告情報の開示制度の現状のご報告**

**(2) 高度DRに関する省エネ法施行規則の改正**

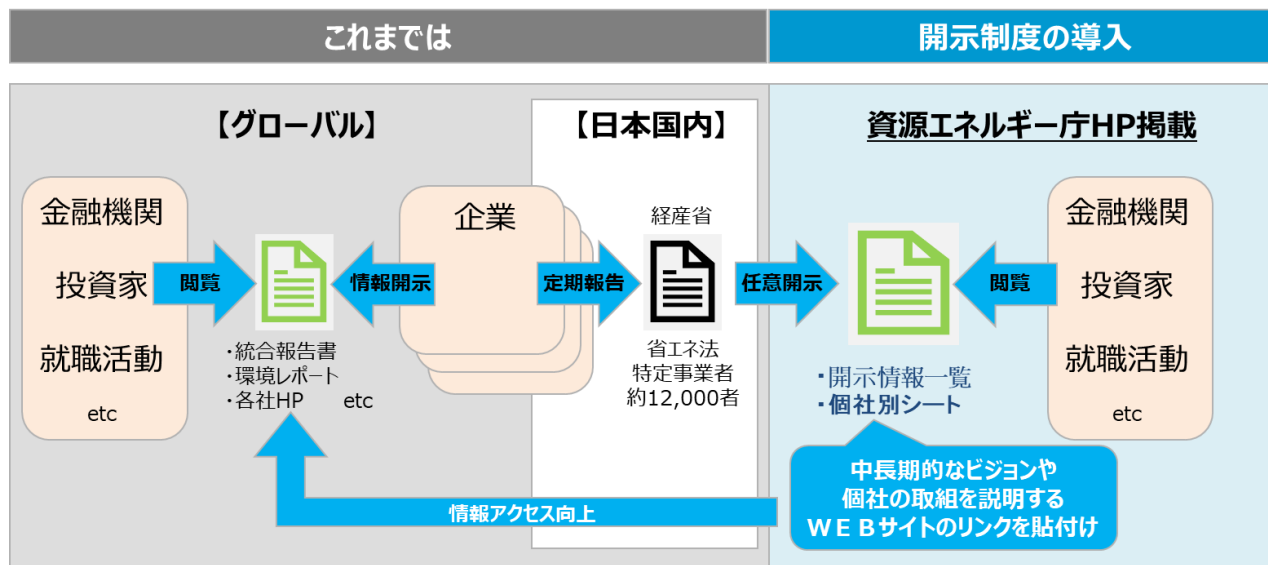
**(3) 改正省エネ法対応のためのツールの公開**

# 省エネ法 定期報告情報の開示制度

2024年3月7日実施  
省エネ小委資料を一部加工

- 省エネ法では、産業部門のエネルギー使用量の約 8 割、業務部門の約 6 割をカバー。
- 昨年、省エネ法に基づく定期報告情報\*を、企業の同意に基づき開示する仕組みを創設。  
\* エネルギー総使用量、非化石エネルギー総使用量、調整後温室効果ガス排出量、エネルギーの使用の合理化に関する情報（エネルギー消費原単位等）、非化石エネルギーへの転換に関する情報（電気の非化石比率の目標及び実績等）、電気の需要の最適化に関する情報（DR実施日数等） 等
- R5年度は、東証プライム上場企業等\*を対象に、**試行運用**を実施。開示宣言を10月末に締め切り、**東証プライム上場企業等47社から開示宣言**をいただいた。  
\* 東証プライム上場企業及びその子会社
- R6年度より、全ての省エネ法特定事業者（エネルギー使用量1,500kl/年以上の大規模需要家）を対象に、**本格運用**を開始。

## 図.定期報告情報の開示制度イメージ



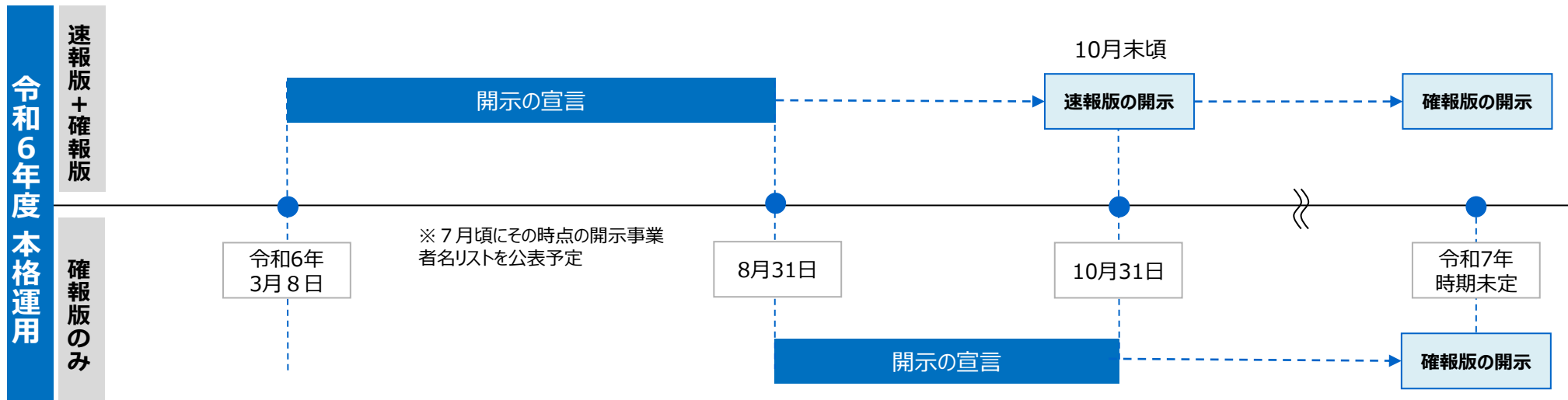
## 本開示制度の利点

企業は既にある報告書ベースのため**負担感なく参画できる**ことに加えて、対外的に**法に基づく質の高い情報を発信できる**。

投資家など読み手においては**一覧性を持って評価しやすくするツール**として有効活用が期待される。

# 令和6年度本格運用について

- **R6年度本格運用に参加宣言している事業者は636事業者**（6月13日時点）。  
※開示制度は、R5年度補正省エネ補助金の申請要件としており、省エネ補助金（一次公募）において開示宣言をしている事業者は340事業者。
- 本格運用に参画する各事業者のシート（R6年度報告分）は、**R6年8月31日までに開示宣言をいただいた事業者については、R6年度10月末頃に速報版を開示**する。また、確報版については、定期報告の内容に不備がないかを確認の上、R7年に開示する。（9月1日から10月31日までに開示宣言いただいた事業者は、速報版は開示せず、確報版のみ。）



※修正箇所は黄色マーカー

・「主たる事業の寄与度」から「主たる事業の構成割合」に変更 ・主たる事業についての注釈を追加

**1. 非化石エネルギー転換の推進**

**2. ベンチマーク制度について**

**3. その他**

**(1) 省エネ法定期報告情報の開示制度の現状のご報告**

**(2) 高度DRに関する省エネ法施行規則の改正**

**(3) 改正省エネ法対応のためのツールの公開**

# 【参考】高度なDRに関する省エネ法施行規則の改正

- 定期報告において、現状、DR実施日数の報告を求めているところ、新たに「DRの実績値」及び「DRの実施に活用した設備」の報告を任意で求めるべく、施行規則を改正する。
- 改正後の施行規則は、本年中に公布し、R6年度の実績から報告を求める。（様式案は以下の通り）

※DRの実績値を算出できるツールを交付と同時に公開予定

## ＜様式案＞

### 1－4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

|                                 |                |     |
|---------------------------------|----------------|-----|
| アグリゲーター等とのダイヤモンド・リスポンスに関する契約の状況 |                |     |
| ダイヤモンド・リスポンス実施時の最大供給容量          | 下げダイヤモンド・リスポンス | kW  |
|                                 | 上げダイヤモンド・リスポンス | kW  |
| ダイヤモンド・リスポンス実施量                 | 下げダイヤモンド・リスポンス | kWh |
|                                 | 上げダイヤモンド・リスポンス | kWh |
|                                 | 需給調整市場約定量      | kWh |

← DR実施状況に関する報告

DR実績の報告

- 備考 1 デiamond・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるデiamond・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。
- 2 デiamond・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

### 1－5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

|             |  |
|-------------|--|
| 自家発電設備      |  |
| 電気を消費する機械器具 |  |
| 空気調和設備      |  |
| 蓄電池及び蓄熱システム |  |
| その他         |  |

DR実施状況に関する報告

- 備考 1 デiamond・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

**1. 非化石エネルギー転換の推進**

**2. ベンチマーク制度について**

**3. その他**

**(1) 省エネ法定期報告情報の開示制度の現状のご報告**

**(2) 高度DRに関する省エネ法施行規則の改正**

**(3) 改正省エネ法対応のためのツールの公開**

## エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。

### ① 非化石エネルギーへの転換に関する措置 ……（A）

- 大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。

### ② 電気の需要の最適化に関する措置 ……（B）

- 大規模需要家に対し、電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」の実績報告を義務化し、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す。
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

## 【ご紹介】改正省エネ法対応のためのツールの公開（非化石転換・電気需要最適化）

- 改正省エネ法への対応を円滑に実施いただくべく、①買電した電気の非化石割合、②電気需要最適化係数を考慮した電気使用量の算出ツールを2024年3月に公開した。

**(A) 非化石エネルギーへの転換に関する措置への対応**

## 電気事業者から購入した電気の 非化石割合を計算するツールの概要

- 電気事業者と電力メニューを選択すると電気事業者から購入した電気の非化石割合を自動計算するツールを公表。
- 中長期計画の見直し等を行う場合に活用することを想定。  
(定期報告をEEGSで行う場合は、同機能を実装済み)

【「電気事業者からの買電」における非化石割合計算シート】

| 計算結果（事業者合計）  |                |        |             |        |       |        | 電気の非化石割合<br>（%） |
|--------------|----------------|--------|-------------|--------|-------|--------|-----------------|
| 事業所名         | 電気の使用量         |        | うち非化石電気の使用量 |        |       |        |                 |
|              | 千kWh           | GJ     | 原油換算kl      | 千kWh   | GJ    | 原油換算kl |                 |
|              | 0              | 0      | 0           | 0      | 0     | 0      |                 |
| ①            | ②              | ③      | ④           | ⑤      | ⑥     | ⑦      |                 |
| 事業所名         | 電気の使用量<br>千kWh | 電気事業者名 |             | 電力メニュー |       | 非化石証書  |                 |
|              |                | 一覧から選択 | 選択肢にない場合    | 残差がどうか | メニュー名 | 自動反映   |                 |
| 電気供給事業者からの買電 | 0              | —      | —           | —      | —     | —      |                 |
| 1            |                | (未選択)  |             | (未選択)  |       | -      |                 |
| 2            |                | (未選択)  |             | (未選択)  |       | -      |                 |
| 3            |                | (未選択)  |             | (未選択)  |       | -      |                 |
| 4            |                | (未選択)  |             | (未選択)  |       | -      |                 |
| 5            |                | (未選択)  |             | (未選択)  |       | -      |                 |

支援ツール掲載ページ（計算サポートツールの欄を参照）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html)

## (B) 電気の需要の最適化に関する措置への対応

## 電気需要最適化係数を考慮した 電気使用量算出支援ツールの概要

- 定期報告書の特定表及び指定表における、電気需要最適化係数を考慮した電気使用量を算出するための支援ツールを公表

